

教育委員意見交換会

日時 令和5年4月24日(月) 午後2時47分～午後6時14分

場所 堺市役所 本館3階 大会議室3

出席者 粟井明彦教育長、河盛幹雄委員、宮本功委員、鈴木真由子委員、新谷奈津子委員、長田翼委員
(事務局)山嵯久樹教育次長 長山秀基教育監

伊藤修士教委総務部長

富岡重幸学校教育部長 永木里恵学校教育部部理事

高橋康浩学校保健体育課長 松本展典学校保健体育課参事

島原宏文教育課程課長 土屋千紗教育課程課参事

梅山真理子支援教育課長

懸樋修三地域教育支援部長 北野勝美地域教育振興課長

北野修司学校管理部部理事 飯田繁夫学校施設課長

浦部文子中央図書館長 有澤隆司中央図書館総務課長

十河良和博物館学芸課長

橋本宏司教育政策課長 森本恭明教育政策課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長

案件

- ・学校徴収金等の横領等事案について(状況報告)
- ・損害賠償(大泉中学校部活動中における傷害事故)の額の決定について
- ・市立小学校におけるアスベスト(石綿)検出事案への対応について
- ・令和4年度堺市立図書館協議会の報告について
- ・令和4年度堺市博物館協議会会議の報告について
- ・令和4年度堺市社会教育委員会議の報告について
- ・堺市社会教育委員の委嘱について
- ・今後の堺市の特別支援教育について
- ・英語教育推進プランについて
- ・令和6年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について
- ・令和5年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について
- ・その他非公開案件 1件あり

・学校徴収金等の横領等事案について(状況報告)

堺市立学校事務職員による学校徴収金等の横領事案について元事務職員への判決確定や、市からの賠償金の支払状況等を報告した。

(主な意見)

・学校の規模が大きくなるとその分、多額のお金を学校が集めることになり、負担が大きいのではないかと認識している。学校によっては、購入に関して必要なお金のやりとりを業者と保護者が直接行うケースもある。また、市教委としては、学校の負担軽減のために、給食費の公会計化と電算システム化の準備を進めている。

・損害賠償(大泉中学校部活動中における傷害事故)の額の決定について

平成 19 年に大泉中学校で部活動中に発生した傷害事故について、損害賠償額の示談が成立したことから、市長において専決し、市議会に報告、承認を求める手続きを行う旨を説明。

(主な意見)

・特になし

・市立小学校におけるアスベスト(石綿)検出事案への対応について

令和 3 年 7 月に小学校 4 校の体育館 3 階フロアの天井裏からアスベスト含有建材が検出された事案について、健康リスクや当該フロアの今後の対応について検証・検討を行い、結果をまとめた報告書を令和 5 年 3 月に公表したことを報告。健康リスクは外部有識者において検証し、健康面での経過観察や健康管理等の対応を今後とる必要はないと考えられるレベルであり、当該フロアについては、アスベスト含有建材を除去したうえで、当該フロアを減築(部分的に撤去)することを説明。また、令和 3 年 11 月以降、全庁的に全ての市有建築物を対象としたアスベスト(レベル 1)の含有状況を再調査し、アスベスト(レベル 1)が確認された学校 3 校について、2 校は除去・囲い込みを完了し、残りの 1 校は除去に向けた対応を進めていることを説明。

(主な意見)

・特になし

- ・令和 4 年度堺市立図書館協議会の報告について
- ・令和 4 年度堺市博物館協議会会議の報告について
- ・令和 4 年度堺市社会教育委員会議の報告について

令和 4 年度の堺市立図書館協議会、堺市博物館協議会会議、堺市社会教育委員会議の取組内容や今後の方向性について報告。

(主な意見)

・令和 5 年度に実施する取組の具体的な期日や内容がなく、抽象的に感じる。前年度の取組をどう検証し、翌年度以降の改善にしっかり繋がられるようにしてほしい。

⇒各会(議)の委員から取組の改善により効果的な意見をいただけるよう、各会(議)の委員に対し、各年度や任期中の取組の方向性や内容、スケジュール等についてお示しする。

・堺市社会教育委員の委嘱について

委員 10 名が令和 5 年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、次期(令和 5 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日)委員の委嘱を予定していることを説明。

(主な意見)

・特になし

・今後の堺市の特別支援教育について

本市の特別支援教育の現状、課題について報告し、国の方針等を参考にしながら、支援学校、小中学校(支援学級、通級指導教室、通常の学級)などの特別支援教育全体の今後の方針について説明。

(主な意見)

・令和 4 年度の通級指導教室在籍児童生徒数が小学校と中学校で差がある。この差はどのような理由で、また、

小学校で通級指導を受けていた児童は中学校でどう過ごしているのか。

⇒言語障害や学習障害は小学校低学年のうちから対応することで改善していくものであり、中学校で在籍生徒が減少している要因の一つである。また、通級指導教室は、令和 4 年度は小学校に 30 教室あり、中学校は各区に 1 校の 7 教室あり、放課後に他校へ自転車で通わざるを得ず、距離的に通うことが難しいことも要因の一つと考えている。

・通級指導教室があれば望んだが、進学する予定の中学校にはないので、通常学級で学ぶという選択をしている場合があると思われる。受け皿の整備ができており、小学校 6 年生時等適切な時期にニーズ調査を行えば、通級指導教室に通うことを希望していた可能性があると思われる。

⇒保護者の方から、中学校に通級指導教室がないのは残念との意見をいただく場合もある。通級指導教室の在籍児童生徒数は上昇傾向にある。自校通級の増設と巡回通級指導の導入、学校群でのシームレスな特別支援教育も視野に入れ、小中組合せ巡回での通級指導も併せて導入していく。

・支援学級に在籍すること等の判断は、個別に相談しながら行っているのか、専門的な方の支援が入った上で行われているのか、そこはどうなっているか。

⇒入学前は、就学相談調査表と事前の観察結果を基に、就学支援に関する附属機関である就学支援委員会にて審査を行っている。その審査結果を保護者に伝え、支援学級等に在籍すること等の合意を得ている。入学後は 1 人 1 人の教育支援計画があり、支援の必要性や支援を強化すべきもの等、それぞれ個人ごとに確認している。そのうえで、支援学級に在籍するのか、通常学級に在籍するのか等を判断している。

⇒加えて、今、支援学級に在籍している児童生徒であっても、通級指導教室や巡回通級に通うことで、よりインクルーシブな教育ができるように巡回通級を含めた通級指導教室の枠組みを 3 年程度で整備したいと考えている。

・英語教育推進プランについて

堺市の英語教育について、指導に関わる教員が全体像を理解し、各学校での指導や取組が発達段階や連携を意識したものとするため、堺市英語教育推進プラン(全体像)及び同プラン各取組の詳細をまとめた「外国語指導体制編」「NS(ネイティブスピーカー＝ALT)の効果的な活用編」「オンライン英会話編」を作成したことを報告。

(主な意見)

・英検 3 級相当以上の割合が 5 年間で倍増しているが、その理由は何か。

⇒習熟度別指導を行い、きめ細かな指導を実施したことや加配教員を配置し、英語力低位層への指導を充実させてきたことが要因と考えている。また、平成 27 年から小 3・4 年生の外国語活動を国に先駆けて実施したことや、平成 30 年からの NS の配置回数の拡充、令和 2 年度から NS の通年配置などの効果が表れていると考える。

・読む、書く、聞く、話す、ということを統合的に教えることが大事。スピーキングやアクティビティだけでなく、英語指導の中心である単語や文法等について児童生徒それぞれに対するきめ細かな指導も継続してほしい。

⇒習熟度別の指導等による児童生徒それぞれへのきめ細かな指導は引き続き行うので、プランに反映させる。

・ネイティブスピーカーの活用については、堺市がめざす教育の考え方や理念、その役割を理解させ、適材適所に配置することが必要。そのためにもネイティブスピーカー全員に対する集合研修でワークショップ等を行い、堺市の教育を一緒に行っているとの意識を持つようにしてほしい。

⇒ネイティブスピーカーの運業者選定の際には、研修を行うことを指示し、質を担保させている。堺市の教育の考え方等については、しっかりと伝えていきたいと考えている。

・令和 6 年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について

堺市立学校において令和 6 年度に使用する教科用図書の公正な採択を行うため、教科用図書採択の基本方針及び採択基準を説明。本年度は、小学校全科、高等学校の教科用図書及び学校教育法附則第 9 条の規定による支援学校・支援学級で使用する一般図書を採択する。

(主な意見)

・特になし

・令和 5 年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について

令和 6 年度に使用する教科用図書採択にあたり、調査及び研究を行うため、令和 5 年度の堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置し、次期委員を委嘱又は任命を予定していることを説明。

(主な意見)

・特になし